

令和7年度いじめ防止基本方針

見附市立南中学校

1 はじめに

このいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定した。

この度、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定（H29.3）し、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定（H30.2）した。新潟県・新潟県教育委員会はR3.7に「新潟県いじめ防止基本方針」を、見附市教育委員会はR5.12に「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定した。

本校では、全国でいじめによる自殺等の深刻な事態が後を絶たない現状や、国および県・市の方針の改訂を受け、学校基本方針を次のように改定した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、第一に、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

いじめが発生した場合には、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。いじめの防止等の対策は、全ての生徒に関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施する。

3 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある※3-1ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の

苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

4 いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※3-2とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3-1 具体的ないじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など
(※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

5 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- (1) いじめを受けたとされる生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）等において判断する。
- (3) 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

6 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けたとされる生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処することが重要である。

(1) いじめの防止

生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構えなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- ② 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、生徒の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。
- ③ 生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第 23 条を踏まえ、生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講じる必要がある。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保することや、いじめたとされる生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

また、いじめの認知を市教育委員会に報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用について相談をしたり、派遣を要請したりする等、緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守るため、学校と P T A や地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。家庭においては、法第 9 条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関と適切に連携して対処するため、学校

は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築する。

7 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

(1) いじめの防止

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ③ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組を推進し、生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。
- ⑤ 教職員は、自らの言動が生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。
- ⑦ 生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ⑧ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から生徒を見守り観察するとともに、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ② 生徒が自らSOSを発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ③ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続する。アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせる。
- ⑤ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織の中核として組織的に対応し、いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- ② いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

- ③ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任を持って説明する。
- ④ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあつては、以下のアにより解消を判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

(4) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう 絆にいがた県民会議」、民間団体等との連携を推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。また、教職員はネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

- ① より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。
- ② 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校の内いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員・児童委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

(7) 組織について

① 目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ不登校対策委員会」という、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・当該学級担任・教育相談主任

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④ 地域・保護者との連携

ア ◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

保護者への意識啓発

ア P T A総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 人権意識・思いやり等の醸成を目的として保護者参加型の道徳の授業を公開し、子どもの育ちを考える。

ウ 保護者が参観し、いじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。

イ ◎情報発信及び基本方針の周知（学校ホームページ、まち Comi メール、学校教育説明会の活用）

ウ 地域の活動によるいじめの未然防止（朝の交通安全指導、放課後の安全パトロール等）

⑤ 関係機関等との連携

ア 警察、児童相談所、市教育委員会等との連携

イ 中学校区幼保小中の連携の強化

8 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育の充実（道徳教育の全体計画、道徳の年間指導計画）

② 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画）

③ 社会性の育成（異学年交流、お互いに認め合う集団づくり、授業、特別活動、学校・学年行事）

④ 生徒の手によるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール集会）

⑤ 中1ギャップ解消の取組（中1ギャップ解消プログラム自校プラン）

⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

① ◎ いじめ相談・通報窓口の設置（窓口は教頭）

② ◎ 定期的なアンケート（「取組評価アンケート」）等の実施

③ ◎ 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画＝別紙）

④ ○ 日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組

① ◎ 市教育委員会への報告

② ◎ 組織を活用した状況調査

③ ○ いじめられている子どもの保護

④ ○ いじめをしている子どもへの指導

⑤ ○ いじられている子どもの保護者への対応

- ⑥ ○ いじめをしている子どもの保護者への対応
- ⑦ ○ その他の生徒に対する対応

9 重大事態への対応

(1) 重大事態

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

③ その他の場合

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の対応

① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に電話で連絡するとともに、所定の様式で報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

② 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

③ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

④ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態の調査

① 重大事態が発生した場合は、基本調査と詳細調査を行う。

- ア 基本調査は学校が行う。
- イ 詳細調査は、専門委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。

② 調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。

③ 基本調査及び報告

- ア 重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに基本調査を実施し、その結果を、市教育委員会に報告する。

- イ 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。

- a 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- b 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじ

めを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として行う。

- c 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- e 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- f いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - (a) いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - (b) いじめを行った生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
 - (c) いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- g いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた生徒の入院や死亡などの場合）当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

④ 専門委員会が行う調査及び報告

- ア 学校は、専門委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝える。
- イ 専門委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

⑤ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ア 市教育委員会は、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- イ 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ウ 市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。
- エ 学校は、調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

(4) 調査結果の提供

市教育委員会の指導を受け、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して伝える。

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- ② 他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。

(5) 重大事態への対処の留意事項

学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ① 必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として生徒が他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の措置を行うなど、積極的な支援を行

う。

- ② 生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ③ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- ④ いじめの重大事態に関する調査結果の公表は、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合は、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- ⑤ 調査後、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

9 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいいじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

10 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定され	☐

ることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他（ ）	☐	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	☐	
	その他（ ）	☐	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		☐	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されることが考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐

⑥調査結果の提供		
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐	
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐	
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐	
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐	
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐	
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐	
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐	
⑦調査終了後の対応		
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐	
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐	
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐	
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができると説明した。	☐	

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	☐	
確認事項 調査の目的・趣旨	☐	
調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
調査方法やスケジュール	☐	
調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
調査結果の公表の有無、在り方	☐	
その他（ ）	☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	☐	
確認した事項 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
学校いじめ防止基本方針	☐	
年間の指導計画	☐	
学校に設置される各委員会の議事録	☐	
過去のアンケート、面談記録	☐	
その他（ ）	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	☐	

実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p32～33参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p34～35参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐

必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p40参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

11 いじめ対応フロー図

